



令和4年度プレミアム付商品券発行総額 1億8,000万円

「おぶちゃん商品券」参加事業所の募集!!

大府商工会議所では、大府市の支援を得て『おぶちゃん商品券』を販売します。ついては、商品券が使用できる店舗・事業所を下記の通り募集しますので、奮ってご参加願います。

事業目的

大府市内の商店等において、共通して使用できるプレミアム付商品券の発行により消費を喚起して、コロナ禍で苦しむ市内事業者や市民を経済的に支援します。

事業概要

● 発行総額 1億8,000万円(プレミアム3,000万円)

- 商品券額面 1冊6,000円(販売価格1冊5,000円)
- 額面種別 1,000円券4枚(共通券)、1,000円券×2枚(中小店券※)
※中小店券は、コンビニエンスストア、ドラッグストア、
店舗面積500㎡以上のスーパー・家電量販店等は使用不可
- 参加事業所資格 大府市内に店舗がある事業所
- 登録料 大府商工会議所会員 無料
非会員 店舗面積500㎡以上1店舗/5万円、その他1店舗/2万円
- 取扱店負担金 無料
- 購入限度 一世帯5冊まで(購入者は大府市在住・在勤在学の方に限定)
応募多数の場合は抽選により冊数を減冊する可能性あり
※同一住所の場合は二世帯でも一世帯として取扱います。
- 商品券有効期間 令和4年9月3日～令和5年1月31日
- 換金方法 大府商工会議所に商品券・換金請求書を持参し、後日振込
- 換金期間 令和4年9月中旬(調整中)～令和5年2月15日
- 禁止事項 他店転用及び直接換金の禁止
- 事業実施PR 「広報おおぶ7月号」、商工会議所HP等により周知
参加店事業所には、のぼり等を配布
- 説明会 令和4年8月16日(火) 14～15時：大府市役所地下多目的ホール
内容：プレミアム付商品券事業の概要、注意事項、換金方法等の説明
のぼり等の配布
- 申込み方法 裏面『事業参加申込書兼誓約書』にご記入の上、**令和4年7月20日**までに
大府商工会議所へFAX等にてお申込み下さい。
7月より商品券の予約受付ホームページに参加店一覧を随時掲載します
ので、お早目のお申込みをお願い致します。



以上、上記内容他ご不明な点がございましたら、大府商工会議所にご連絡下さい。

TEL 0562-47-5000
FAX 0562-46-9030

所在地
 事業所名
 代表者名 (印)
 担当者名
 連絡先TEL ()
 担当者携帯番号 ()

事業参加申込書兼誓約書

■当店（事業所）は、大府商工会議所が実施する「おぶちゃん商品券」発行事業の趣旨を理解し、参加店として申し込みします。また、参加にあたり、他店転用及び直接換金等の行為をしないことを誓約します。

■当店（事業所）は、令和5年2月15日までに必ず、全てのおぶちゃん商品券を換金します。また、令和5年2月16日以降は商品券換金が無効になることを了承します。

■当店（事業所）は、令和4年8月16日(火)14~15時の説明会に出席します。(代理出席可)

※いずれかに○ 出席(代理出席) ・ 欠席



欠席の場合は、8/18~8/31の期間内に会議所まで販促物等を取りに行きます。

来所予定日→[月 日 時頃]

取扱店表示内容（本事業で利用する取扱店名簿などに掲載します）

☆マークの情報をホームページの一覧に掲載いたします。

表示店名	☆	通称の店名など消費者向けの名称を (例) ㈱大府商店 → フラワーショップ大府		
住所 (町名まで表示)	☆	大府市	町(以降記載不要)	
大府商工会議所 会員区分 (いずれかに○を)		会員 (無料)		<p>非会員</p> <p>(店舗面積 500㎡以上1店舗/5万円、 その他1店舗/2万円)</p> <p>⇒ <u>この機会に入会を希望する</u></p> <p>はい ・ いいえ</p> <p>別紙誓約書も提出して下さい</p>
事業内容 (いずれかに○を)	☆	グルメ・フード	理美容・健康	ファッション
		生活用品	住宅	サービス
TEL番号	☆			
FAX番号			Eメールアドレス	
商品券使用者への 別途サービス	☆	あり ・ なし		
		例) ドリンクサービス、粗品プレゼントなど		

大府商工会議所 プレミアム付商品券「おぶちゃん商品券」
非会員専用誓約書

大府商工会議所の上記商品券事業に参加されたい非会員事業者は、本誓約書署名した上でお申込み下さい。

私（当社）は、大府商工会議所のプレミアム付商品券事業に参加するにあたり、以下に掲げるいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。又、誓約内容の確認のため、必要な官公庁への照会を行うこと及びこの誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私（当社）が不利益（商品券事業からの除名や換金拒否等）を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを承諾いたします。

- (1) 経営者等が反社会的勢力であると認められる者
- (2) 反社会的勢力が実質的に経営に関与していると認められる者
- (3) 経営者等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用したと認められる者
- (4) 経営者等が、反社会的勢力に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等、直接的又は積極的に反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 経営者等が、反社会的勢力と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 経営者等が反社会的勢力と認められない場合でも以下に掲げるいずれかに該当する者
 - ① 暴力的な要求行為を行う者
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ③ 取引に関し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - ④ 偽計又は威力を用いて大府商工会議所事業・業務を妨害する行為を行う者

令和 年 月 日

事業所名： _____

事業所住所： _____

自 署： _____

<提出先> 大府商工会議所
FAX : 0562-46-9030
E-mail : info@obu-cci.or.jp
TEL : 0562-47-5000